

令和6年12月12日（木曜日）

建設委員会

第5委員会室

出席委員

井上太良、重田一政、川島淳良、宮下和也、
竹尾浩司、神頭敬介、松岡廣幸、小田響子、
岡部敦吏

開会

9時56分

都市局

9時56分

前回の委員長報告に対する回答

・コミュニティバス溝口お買い物便の運行開始について、地域住民の移動手段を確保するため、移動ニーズを的確に把握した上で利用しやすい運行時間を調整し、同お買い物便の利用促進に努められたいことについて

令和6年10月1日から運行を開始したコミュニティバス溝口お買い物便については、利用者へのアンケートや、同お買い物便に同乗し直接ご意見を伺うなど、ニーズの把握に努めている。

今後も引き続き本格運行に向けた利用促進を行うほか、地域住民の要望を伺いながら、利用しやすい運行となるよう取り組んでいく。

・市営住宅の空き室の修繕について、住宅困窮者に住宅を提供するという目的を果たすためにも、空き室の修繕を進め、より多くの住戸を市民に提供されたいことについて

市営住宅の空き室の修繕については、限られた予算・人員の中で、できるだけ多くの部屋を提供できるよう、修繕にかかる費用や地域バランス、これまでの応募率などを考慮しながら修繕を行い、募集を行っている。

来年度以降も予算の確保に努めるとともに、人員不足を補うための調査設計業務委託の導入など、民間の活用を含めた効率的な修繕方法などの調査研究を進めていく。

なお、今後、姫路市住宅計画に基づき、市営住宅の建替に伴う住宅の集約を進めることによる空き室の削減にも努めていきたいと考えている。

付託議案説明

・議案第141号 契約の締結について（（仮称）手柄山駐輪場新築（建築）工事請負契約の

締結）

・議案第173号 議決更正について（姫路市営市川住宅（第3期）高層建替（電気）工事請負契約に係る議決更正）

・議案第174号 議決更正について（姫路市営市川住宅（第3期）高層建替（機械）工事請負契約に係る議決更正）

報告事項説明

・宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始について

質疑・質問

10時12分

（質問）

（仮称）手柄山駐輪場新築（建築）工事について、工期が令和8年1月30日限りとなっているが、令和8年春に手柄山J R新駅が開業する前から同駐輪場を供用開始する予定であるのか。

（答弁）

同駐輪場は施設内の準備を完了させた後、新駅開業に合わせて供用開始したいと考えている。

（要望）

新たな駐輪場を設置することで地域住民の利便性が高まると思われることから、スムーズに供用開始できるよう努められたい。

（質問）

（仮称）手柄山第二駐輪場に係る工事の進捗状況はどのようになっているのか。

（答弁）

第二駐輪場は手柄山J R新駅の南側、陸上競技場のすぐ北側に設置し、駐輪可能台数を100台程度として、令和7年度に整備したいと考えている。

（質問）

令和7年4月1日から宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用を開始することのことだが、造成された盛土等の取扱いはどうに変わるのか。

（答弁）

規制区域内で土地の造成を行う場合に許可が必要となるものの、一定規模以上の盛土等に関しては、従来から旧宅地造成等規制法に基づき同様の規制を行っている。

（質問）

令和7年4月1日以前から盛土等をしているものの取扱いはどのようになるのか。

(答弁)

4月1日以降も継続して盛土等を続ける場合は、許可を申請するのではなく届出を21日以内にしてもらう。盛土等をさらに造成するということであれば、新たに許可を申請してもらう必要がある。

(質問)

盛土規制法の運用開始に関する周知はどのように考えているのか。

(答弁)

制度の変更を知らなければ届出期限である21日が過ぎてしまうため、市ホームページに情報を掲載するだけではなく、積極的に事業者等への周知に努めていきたいと考えている。

(要望)

しっかりと周知に努められたい。

(質問)

本市では市内全域を宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定しているが、他都市も同様の状況であるのか。

(答弁)

区域の指定については、指定都市又は中核市は当該市が行う一方、それ以外の市町村は都道府県が行うこととなる。

県においても本市と同様に、全域をいずれかの規制区域に指定する予定と聞いている。

(要望)

今後、制度変更に関する周知が重要になってくると思われることから、しっかりと周知に努められたい。

(質問)

(仮称)手柄山駐輪場新築(建築)工事請負契約の締結について、4番の入札者の入札価格のほうより3番よりも低額であったにもかかわらず、3番の入札者が落札したのはなぜなのか。

(答弁)

当該契約は総合評価落札方式の一般競争入札で実施しており、評価点を入札価格で除した評価値が最も高い者が落札者となる。

評価点は、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、品質管理、担い手確保、社会への貢献等や指名停止措置による減点という観点で評価項目を定めており、3番の入札者は106.25、4番の入札者は104.25という結

果となった。

また、入札に際しては、入札価格が調査基準価格を下回った場合に、本当にその金額で施工できるか調査する低入札価格調査を行うこととしている。3番の入札者は調査基準価格を下回ったが、調査の結果、問題なく工事が施工できると判断した。

以上のことから、評価点を入札価格で除した評価値が高い3番の入札者に決定したものである。

(質問)

これまで太陽光発電設備工事の実施に当たり、地域住民とトラブルが生じた事例もあったかと思うが、令和7年4月から盛土規制法の運用開始に伴い、盛土等の造成が届出制から許可制に変更となることで、場合によっては市が太陽光発電設備工事を規制できるようになるのか。

(答弁)

太陽光発電設備にかかわらず土地の形状の変更については許可の対象となるため、例えば太陽光発電設備のために切土や盛土をするということであれば、市の許可が必要となってくる。

許可に際しては一定の技術的な基準を定めており、基準に合致していれば、地域住民が太陽光発電設備を望んでいないからといって許可しないということとはできない。

しかしながら、地域住民が、自分たちに何の連絡もなく急に土地を造成して本当に安全なのかと懸念していることは承知している。

今後は、書類をしっかりと審査しつつ、現地確認や完了検査も行うことで、盛土等に一定の基準を保つことができるようになるため、地域住民の安心にもつながるのではないかと考えている。

(質問)

規制区域内で一時的な土石の堆積を行う場合に許可が必要になるようだが、一時的とはどのような状態であるのか。

(答弁)

盛土の形態が最終形ではないものであり、工事等の残土を一時的に山積みしたり、工事で発生した土砂を中間処分場に堆積したりする状態などが該当すると考えている。

(質問)

盛土規制法において、無許可の開発工事や命令違反等に関する罰則はどのようなになるのか。

(答弁)

改正前の宅地造成等規制法では最大で1年以下の懲役または50万円以下の罰金であったが、改正後の盛土規制法では最大で3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、法人は最大で3億円以下の罰金となっている。

(質問)

(仮称)手柄山駐輪場には指定管理者制度を導入するのか。

(答弁)

そうである。現在、建設局において、指定管理者の選定に向けて手続を進めている。

(質問)

(仮称)手柄山駐輪場の収容能力について、自転車が620台、原動機付自転車が18台、自動二輪車が4台と計画されているが、自動二輪車の駐輪台数を増やすことは可能なのか。

(答弁)

自動二輪車は車体が大きいため設置場所は限られるものの、現在選定中の当該駐輪場指定管理者の提案によっては駐輪区画を若干変更して台数を増やすことは可能である。

(質問)

駐輪場の附属設備に自転車搬送コンベアとあるが、どのようなものであるのか。

(答弁)

ほかの駐輪場に設置しているものと同様に、使用することで、2階や3階部分へより容易に自転車を移動できるようにするものである。

(要望)

当該駐輪場は新駅利用者のほか、手柄山スポーツ施設の来場者などの利用も想定されることから、利用者のニーズを踏まえた、便利で使いやすい駐輪環境を整備されたい。

(質問)

上京して、国に来年度の予算について要望することは行っているのか。

(答弁)

令和6年11月に市長に随同行して、国の関係省庁を訪

問している。

11月25日に、財務大臣と国土交通大臣に直接会い、しっかりと予算要望を行ってきた。今後も予算を確保できるよう努めていきたいと考えている。

(質問)

そのときに代表監査委員も一緒に行ったのか。

(答弁)

代表監査委員は要望の場にはいなかったが、その後の国土交通省姫路河川国道事務所の歴代所長等との懇親会には、代表監査委員も来ていた。

(質問)

国に対して予算要望を行うような場へ、国から交付された補助金も含めチェックする側である代表監査委員が随行することはおかしいと思う。

包括外部監査を行ったことがある会計事務所にも確認したが、そのような行為はおかしいということであった。

代表監査委員が出席したのは公式な場ではなかったということなのか。

(答弁)

そのとおりである。かつて姫路河川国道事務所で世話になった人と親交を深めるという趣旨で、私たちも自費で参加したものである。懇親会のような場だと考えている。

(質問)

地方自治法第196条に「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。」とあるように、少なくとも代表監査委員は任期中、中立的な立場でいることが必要ではないかと思う。また、高潔な人格まで求められる立場にある人がそのような場に行くことが周囲に受け入れられるのか疑問に思う。

現在の代表監査委員は元都市局長が務めており、これまでに培ったネットワークを生かしたいということもあると思うが、補助金等を出す立場の人が集まる場にそれをチェックする立場の人が行くことについて、どのように考えているのか。

(答弁)

代表監査委員はその辺りの事情を十分心得て、公私

の別をきっちりとつけて参加していると受け止めている。

(質問)

代表監査委員が懇親会のような場へは行ったものの、市長や局長等と同行し予算要望の場には行かなかったことが、公私の別をつけているということなのか。

(答弁)

代表監査委員は、本市にゆかりのある人と親睦を深めるために会に参加したもので、代表監査委員の職責に反するようなことはないと考えており、都市局としては問題ないものと受け止めている。

(質問)

特別職であり、議会の議決により選任され、代表監査委員の職責を果たすべき人が、そのような会に参加することが監査に資することになるのか疑問である。本市をチェックする側であり、けじめがつかないのではないかと思う。

私的な会と言っているが、その会が平日に開催されたのなら、代表監査委員は個人的に休暇を取得して参加したのか。

(答弁)

代表監査委員の職務に関する話であり、どこまで答えられるか分かりかねるが、代表監査委員としてではなく、かつて世話になった人と親睦を深めるために、職務外で個人的に参加されたものと認識している。

(質問)

国土交通省もこの件について問題視していないという認識でよいのか。

(答弁)

そのような懸念は持っていない。

(質問)

国土交通省は何の懸念も示していないのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

本日の建設委員会での公的な回答としては、代表監査委員の行動に問題がないと判断しているということでしょうか。

(答弁)

そのとおりである。

都市局終了

10時47分

【予算決算委員会建設分科会（都市局）の審査】

建設局

10時49分

前回の委員長報告に対する回答

・議案第122号、国家賠償請求事件に係る和解について、全市的に見ても、場所によっては危険と感じる区域もあると思われることから、道路管理者として現場状況の把握に努め、効果的な事故防止対策に取り組まれないことについて

事故後には同時期に施行された土地区画整理事業区域内を優先して点検したが、それ以降も引き続き点検を行っており、残りの土地区画整理事業で整備された区域や、市道と水路・河川が交差するような箇所を中心に順次点検を行っている。

現時点で転落につながるような危険な箇所はなかったが、今後、点検において危険と思われる箇所があった場合には安全措置を速やかに行うなどし、事故防止に努め、安全な道路空間の維持管理に努めていく。

・市が管理する河川における管理者不明橋への対応について、本市には管理者が明確でない橋が多数あると認識しているが、安全性が確認されていないことから、河川管理者として管理責任を果たされたいことについて

管理者不明橋については、地域住民の安全の確保のため、通水機能に支障をきたし浸水被害が発生することなどが無いよう状況把握に努め、他都市での取組事例を参考にするなど適切な対策を検討、実施していく。

付託議案説明

・議案第155号 姫路市自然観察の森及び桜山公園に係る指定管理者の指定について

報告事項説明

・公設駐輪場のあり方に関する指針についての市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

質疑・質問

11時01分

(質問)

自然観察の森及び桜山公園に係る指定管理者の選定について、公募した結果、神姫バスグループ共同事業体の1団体だけが応募してきたようだが、当該施設は長年、同事業体が管理しているのか。

(答弁)

当該施設は平成 19 年から指定管理者制度を導入しており、当時は株式会社ホープという神姫バスの関連会社が指定管理者となっていたが、その後、継続して同事業体が指定管理者となっている。

(質問)

他の事業者は応募してこなかったのか。

(答弁)

選定に当たっては公募制を採用しており、新たな事業体や企業の参入に関しては自由であるものの、結果的に同事業体のみの応募となっている。

(質問)

指定管理料の提案額として 5,890 万円とあるが、同事業体と市のどちらが提案したものであるのか。

(答弁)

まず、同事業体が提案額を提示した後に、本市で事業内容や計画書等を確認し、妥当な金額であるかどうか査定を行い、協定を締結した上で指定管理料を設定する。そのため、指定管理料提案額は実際の指定管理料と同額とはならない。

(要望)

当該施設のホームページにはしっかりとした内容が掲載されており、優れていると思う。今後も広報に努められたい。

(質問)

同一の指定管理者が自然観察の森と桜山公園の 2 か所を管理するような募集内容となっているが、それぞれの施設で指定管理者の募集を行えば応募が増えるのではないかとと思うがどうか。

(答弁)

2 つの施設は隣接しており、同一の指定管理者が管理を行い、一体的な利用を促進したいと考えている。

また、桜山公園周辺にはほかにも県立こどもの館等、県立施設が多く、イベントを共催することもあり、2 つの施設を一緒に管理するほうが運用上も都合がよいのではないかと考えている。

(質問)

以前は野鳥の会が自然観察の森の運営に携わっていたと思うが、現在はどのようにになっているのか。

(答弁)

平成 19 年までは同会に事業運営等の業務委託を行っていたものの、平成 19 年から株式会社ホープが施

設運営及び事業管理という形で関与するようになって以降、同会は運営には関わっていない。

(質問)

自然観察の森や桜山公園周辺のイノシシなどの獣害対策についてどのように行っているのか。

(答弁)

木の根元に近いほうは葉を食べられていて、鹿のふんが落ちていることから、夜間に鹿が出没しているとは思ものの、イノシシによる害は聞いたことがない。

(要望)

施設の安全対策をしっかりと行われたい。

(質問)

自然観察の森内の遊歩道の維持管理は、指定管理者の業務内容に含まれているのか。

(答弁)

園路の軽微な維持管理については、指定管理者の業務内で行ってもらうものの、大規模な修繕については市が行っている。

(質問)

自然観察の森における借地の状況については、どのようにになっているのか。

(答弁)

19 人の地権者に対し、借地解消に向けて交渉を続けている。将来的には土地の買収を行い、借地を解消していく方針である。

(要望)

しっかりと対応してもらいたい。

(質問)

樹木の老化や根腐れ、強風等を原因とする街路樹の倒木事故が全国で相次ぐ中、街路樹の維持管理についてどのように取り組もうと考えているのか。

(答弁)

市内の街路樹は高度経済成長期に公害対策などを目的に整備したものであり、まちの緑化が進んだものの、樹木の生長に伴い様々な維持管理上の問題が発生しているところである。

本市では、道路の安全な通行を確保するため実施している道路パトロールにおいて、街路樹の状態についても点検を行っており、倒木のおそれがあると判断したものについては随時、伐採している。

(要望)

道路への倒木は交通の支障となるだけではなく、歩行者や通行車両との事故につながるほか、送配電線の断線等、大きな被害を引き起こす可能性があることから、樹木の健全な状態を保つために目視による診断以外の点検手法も検討するなど、街路樹の維持管理をより効率的に行われたい。

(質問)

姫路市公式LINEなどから道路や公園等の不具合通報が可能となっているが、同様に、危険な街路樹についても通報できるようにしてはどうか。

(答弁)

姫路市公式LINEなどの利用も有効な手法だと思う。専門の樹木医等の意見を伺いながら、安全な街路樹の管理に努めていきたい。

(質問)

姫路市公式LINEなどからの道路や公園等の不具合通報はどのぐらい報告があるのか。

(答弁)

数件程度である。

(質問)

桜山公園や自然観察の森にPark-PFI制度を導入するような考えはないのか。

(答弁)

現在、市で初めての取組として、飾磨中央公園でPark-PFIを導入しようと事業を進めている。

まずは、飾磨中央公園で導入した結果、どのような成果が出るのかを見定めた上で、ほかの公園にも導入していくのか検討したいと考えている。

(質問)

公設駐輪場のあり方に関する指針についての市民意見(パブリック・コメント)の募集結果について、山陽電鉄白浜の宮駅の駐輪場に関する意見が多数あるようだが、どのように考えているのか。

(答弁)

同駐輪場は収容能力の9割を超えるような利用があり、空きがないときもある。現在駐輪場の増設に向け検討しており、周辺の自治会の協力も得ながら、一部の地権者の了解を得ているところである。

白浜の宮駅の北側にある駐輪場の設備については、山陽電鉄から敷地を借りていることから、契約上、大々的に改修できないものの、今後、山陽電鉄と協議

していく予定である。

差し当たっては、地元からの要望に応じて、駐輪場に仮設のマットを敷いたほか、周囲のフェンスを改修しており、今後もできる限り利用者が使いやすいように設備の改善を行っていきたいと考えている。

(要望)

同駐輪場は学生も多く使用しているようであり、しっかりと設備の改善について対応されたい。

また、急に駐輪場を有料化すると周辺に放置自転車が急増することも考えられるため、駐輪場の有料化については慎重に検討されたい。

(質問)

駅の改修には鉄道会社だけでなく市も費用を負担することから、駐輪場の設備の改善は市だけでなく、山陽電鉄にも費用を負担するよう申入れをしてはどうかと思う。また、山陽電鉄沿線の駅において利用者数に対して駐輪場の収容能力が足りているのか疑問である。

今後の駐輪場の整備についてどのように考えているのか。

(答弁)

令和6年第2回定例会の建設委員会において、公設駐輪場のあり方に関する指針報告書(概要版)で駅別の駐輪及び放置状況一覧について報告したが、山陽電鉄沿線と言うと、白浜の宮駅と八家駅の駐輪場の利用率は他と比較して高くなっている。

駐輪場の利用率が高いところは、今後、有料化を検討することになるが、有料化に際しては代替の駐輪場を確保するほか、設備面など駐輪場の質を向上させる必要があるため、すぐに実施することは困難である。

地元からの要望もあり、まずは利用率の高い駐輪場の改修をしていこうと考えている。

(要望)

有料化してもよいという地域住民からの声があるうちに実施することも方法の1つと思うことから、しっかりと対応されたい。

建設局終了

11時24分

【予算決算委員会建設分科会(建設局)の審査】

上下水道局

11時26分

令和 6 年第 1 回定例会での委員長報告に対する回答

・水道事業における有収率向上の取組について、現在進められている水道ビジョンの中間見直しにより水道料金を改定し、市民に対してさらなる負担を求めるのであれば、他市町と共同して実施する同漏水調査についてもしっかりと取り組み、有収率の向上に努められたいことについて

令和 6 年度より、人工衛星を活用した漏水調査を兵庫県が主体となって県下 25 事業体で実施しており、姫路市もその調査に参加している。この結果を基に地上漏水調査を行い、効率的に漏水箇所を特定していく予定であり、さらなる有収率の向上に取り組んでいく。

付託議案説明

- ・議案第 138 号 姫路市下水道条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 139 号 姫路市給水条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・新たな姫路市下水道事業経営戦略（案）について
- ・姫路市水道ビジョンの中間見直しについて
- ・公共下水道全体計画（汚水）の変更について

質疑・質問

11 時 5 5 分

（質問）

料金の種別として、姫路市給水条例では湯屋用の従量料金、姫路市下水道条例では公衆浴場汚水と記載されているが、どちらも同じ公衆浴場関係の料金のことであるのか。

（答弁）

そうである。公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき、日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設である公衆浴場は、風呂が自宅にない人などの負担が少なくなるよう、各都道府県で入浴料金を安価に決定していることから、水道料金や下水道使用料も一般の料金に比べて安価に設定している。

（質問）

水道料金と下水道使用料を合計した、世帯人員別値上げ額の目安を記載した表の中で、世帯人員別の 1 か月の平均使用水量として東京都の令和 2 年度生活用水実態調査の数値を引用しているが、本市では同様の実態調査を行っていないのか。

（答弁）

同表において、1 か月の平均使用水量として、1 人世帯であれば 8 立方メートル、2 人世帯であれば 15 立方メートル、3 人世帯であれば 20 立方メートル、4 人世帯であれば 23 立方メートルと記載しているが、この数値は全国的にも平均的な値として使用されており、本市でも料金の比較に利用している。

本市で実態調査を行ったとしても、恐らく似たような数値になると思う。

（質問）

本市でも同じような数値になるのか。

（答弁）

それほど大きな差が生じるものではないと思う。

（質問）

姫路市下水道事業経営戦略（案）に対する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果に、毎日植木に多く水やりをしており、その分は下水道を使用していないのにもかかわらず、水道水の使用量と同等の污水排出量が算定されるのはどうかという意見があったことも考慮した上で、下水道使用料の改定率が水道料金よりも高くなっているのはなぜなのか。

（答弁）

このたび、水道料金と下水道使用料それぞれの料金改定を予定しているが、料金を幾ら上げるかについては、各会計の収支状況を確認する必要がある。

下水道使用料の改定率が水道料金と比較して高くなっている理由は、今後 5 年間の下水道事業の収支状況を基に全体の費用を算出すると、現在の使用料収入では今後の資産維持費を含めた必要な経費が不足するため、料金改定で回収しようとするものである。

（質問）

このたびの料金改定による効果として大口偏重となっている使用者間の供給単価差の改善とあるが、大口の料金負担割合はどのぐらい改善されるようになるのか。

（答弁）

水道料金の場合、大口となる 25 口径以上の使用者は全体の水量のうち 19% を使用しており、料金ベースでは 34% となっている。料金を改定した場合、大口の使用者は料金ベースでは 32% の負担となり、若干負担が減ることになる。

一方、下水道使用料の場合、大口となる使用水量 101 立方メートル以上の使用者は、全体の水量のうち 16.1%を排出しており、料金ベースでは 30.7%となっている。料金改定した場合、大口の使用者は料金ベースでは 27.9%となり、若干負担が下がることになるが、いずれにしてもまだ大口のほうが全体の料金における負担割合が大きい状況である。

(質問)

全体における小口の料金負担割合はどのように変わるのか。

(答弁)

水道料金の種別は小口と大口の 2 種類があり、小口については全体の水量のうち 81%を使用しており、料金ベースでは 66%となっているが、料金改定した場合、小口の負担は 68%となり若干増加することとなる。

下水道使用料の種別は大口、中口、小口の 3 種類があり、中口と小口の合計で言うと、料金ベースでは 69.3%の負担であるが、料金改定した場合は 72.1%と少し上昇することとなる。

(質問)

世帯人員が 4 人の場合、1 か月の水道料金と下水道使用料の合計が 1,000 円程度値上がりするようである。物価上昇が続く中、水道料金と下水道使用料をいずれも料金改定することは家計に大変厳しいように思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

1 か月に 1,000 円程度の増額ということは、1 日当たり 30 円ほどである。

令和 6 年第 4 回定例会の本会議で市長が答弁したように、本市は基幹管路の老朽化が進んでいるほか、耐震化も遅れており、投資・財政計画を立てた上で管路や水道施設の耐震化を進めていく必要がある。

施設の統廃合など様々なことに取り組んでいるものの、将来の市民に引き継いでいくため、必要最低限の値上げについては理解してもらいたい。

(要望)

水道管等の耐震化に際し、本市の管路は非常に長いため費用がかかることは理解するものの、料金改定は市民の負担を考慮して慎重に行われたい。

(要望)

平時だけではなく非常時においても水道や下水道は市民の命を守る重要なインフラであり、料金は安いに越したことはないものの、どちらも安全で安定した品質を保つ必要があり、市民生活の根幹に関わる部分であるため、料金改定についてはしっかりと対応してもらいたい。

(質問)

令和 5 年度の下水道使用料及び水道料金の比較表について、本市の下水道使用料は、中核市全 62 市中、改定前は料金が高いほうから 31 位だったものが改定後は 10 位に、水道料金では広域事業の 3 市を除く中核市 59 市中、改定前は料金が高いほうから 31 位だったものが改定後は 25 位になるようである。本市だけでなく他都市も同様に料金改定を実施する予定かと思うが、他都市の料金改定の状況はどのようになっているのか。

(答弁)

令和 6 年度、県内のうち宝塚市では水道料金を 9.5%引き上げる改定を行っているほか、小野市では水道料金を平均で約 13%、下水道使用料を約 10%、宍粟市では水道料金を約 5%、神戸市では水道料金を約 14%引き上げる改定を行っている。

そのため、令和 6 年度の料金比較表における本市の順位は、他都市の料金改定に応じて変動すると考えている。

(要望)

災害が多く発生している中、他都市の状況も踏まえた上で、今回の料金改定は安心・安全な水道及び下水道事業を推進していくために必要なことであると市民に理解してもらえよう、その趣旨の周知にしっかりと努められたい。

(質問)

新たな姫路市下水道事業経営戦略(案)の考え方について、下水道使用料改定の効果により増加した下水道使用料のうち一部を資産維持費として算入し、将来の更新財源として積み立てるには、資産維持費相当額を利益として計上する必要があるため、経常収支は黒字化するとあるが、市民から、下水道事業が黒字であれば値下げしてほしいという声が出るのではないかと危惧している。

資産維持費を基金に積み立てるのではなく、経常収

支の中で計上していくことについて、どのように考えているのか。

(答弁)

国からは、将来的な改築需要の増大による下水道使用料対象経費の増大が見込まれる場合には資産維持費の導入について検討を行うよう、また、資産維持費を使用料対象経費に算入する場合には、内部留保が貯まっていくように見えることから、普段の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図るよう通知が出ている。

実際に資産維持費として回収した下水道使用料は下水道事業会計の中で建設改良積立金に計上した上で建設改良費の財源に充て順次取り崩す一方、新たに積立金を追加していきながら処理していくこととなる。

下水道サービスを継続していくために必要な費用である資産維持費については、料金改定に当たりしっかりと市民に説明を行っていききたい。

(要望)

資産維持費に関連する事項について、引き続き、委員会で分かりやすく説明してもらいたい。

(質問)

人口減少に伴う収入減や、水道管の耐震化に要する費用負担などの理由から、水道料金や下水道使用料の料金改定はやむを得ないと思うものの、市民に対してどのように周知を図ろうと考えているのか。

(答弁)

本年 11 月下旬に、上下水道局の広報誌に上下水道の現状と課題や姫路市水道ビジョン・姫路市下水道事業経営戦略の見直しに関する記事を掲載し、全戸配布を行ったところである。

また、令和 7 年 2 月には、同広報誌に料金改定に関する記事を掲載し、再度全戸配布を行うほか、水道メーター検針時に発行する検針票に併せて料金改定の案内チラシを配付し、周知に努める予定である。

(質問)

同広報誌について、小学生でも分かりやすいように振り仮名を付したり、グラフを挿入しているが、文字だけで説明するのではなく漫画にしたりすると分かりやすいと思うが、より多くの人に内容を理解してもらうための工夫をほかに何か行っているのか。

(答弁)

広報誌に掲載している二次元バーコードを読み取ると、掲載記事と同内容を若手職員が分かりやすく説明しているユーチューブ動画にアクセスできる。

(質問)

料金改定は市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、市民の理解が十分得られるよう、料金改定前だけでなく改定後においても、引き続き、効果的で分かりやすい広報活動にしっかりと努められたいと思うがどうか。

(答弁)

料金改定について市民に分かりやすく説明できるよう、毎年発行する同広報誌を通じ、継続して周知に努めていきたい。

(質問)

令和 6 年 4 月に厚生労働省所管の水道整備・管理行政が下水道を所管する国土交通省及び環境省へ移管されたが、本市のように料金改定を率先して行っている自治体に対し、管路更新や布設替等に関する新たな国庫補助等はないのか。

(答弁)

国の組織も上下水道行政の一元化がなされたこともあり、令和 6 年 9 月の上下水道耐震化計画の策定依頼を踏まえ、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進するための新たな補助メニューができるのではないかと考えている。

先日、国の省庁に対して予算に関する要望を行ってきた際に、市長からも要望を伝えたが、料金改定だけでは耐震化を十分に進められず、国の補助は重要だと考えている。

令和 7 年度以降も国の動きを注視していきたい。

(質問)

企業立地課では市外企業の誘致活動を行っているが、本市では工業用水道事業に関与しているのか。

(答弁)

県の管轄であり、市では全く関与していない。

(質問)

本市では企業誘致を行っているにもかかわらず、工業用水が不足している状況について、どのように考えているのか。

(答弁)

本市は非常に工業が盛んで、多くの企業で工業用水が利用されていることから、現在、県企業庁が提供する配水能力に対する契約率は100%と、工業用水が完売となっている状況である。

ただし、企業の使用実績にかかわらず、県は各企業に対し、決定した枠配分の全てを工業用水料金として請求しており、契約した工業用水の全量がその企業で消費されているのかどうかは不明である。

過去に工業用水が不足していた地域では、元々の企業が所持していた土地に新たな企業が工場を設置するということもあり、企業を誘致したときに、元々の企業の工業用水の水利権の一部を新たな企業に融通したという話もある。

現在は、企業誘致する際に、進出を希望する企業が工業用水に困るようなことがあれば、相談を受けた市の企業立地課などが事情を伺い、個別に県企業庁と協議している状況である。

また、このたび発電所を3機設置しようとしている企業のケースでは、他企業から水利権の一部譲り受け、新たに工業用水の枠を取得したほか、さらなる不足分はまた別の企業が使用した工業用水を一部再利用するなどして、冷却水として必要な量を確保したと聞いている。

上下水道局としては、人口減少社会で水道用水が余っている状況を鑑み、水道用水を工業用水に転用できないか検討したことはあるが、水利権の問題があり、市民の飲料水を工業用水として使用することは非常に困難であった。

また、工業用水を新たに設置するとなると配管を別系統に設けるなど多額の経費がかかるため、現実的には、工業用水の要望については県企業庁に強く要望していかざるを得ないと考えている。

(要望)

井戸元県知事からは、姫路市は皮革排水に関する要望しかないのかとよく聞いていた。工業用水は水道水より非常に安価で企業のコスト削減につながり、また、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下も防止できることから、工業用水の使用に関して、県に対して重ねて要望を行ってもらいたい。

(質問)

水道料金の改定に関する広報について、二次元バー

コードを活用してはどうか。

(答弁)

令和7年2月から、2か月に一度、水道メーター検針時に発行する水道使用水量のお知らせ(検針票)の裏面に二次元バーコードを掲載し、YouTubeで市の上下水道事業の現状を伝える動画を閲覧できるようにする予定である。

(質問)

通信機能を備えた水道スマートメーターを導入することで、検針にかかる人件費等、日常的に発生するコストを削減できるかと思うが、導入の可能性についてどのように考えているのか。

(答弁)

水道メーターは計量法施行令により8年ごとに交換しなければならず、1台数千円の水道メーターを数万円かかるスマートメーターに置き換えて約25万世帯に設置するとなると、莫大なコストがかかることが予想される。

スマートメーターの値段が若干下がってきていることや、人口減少が進み、十分な検針員の確保が困難となることが予想されることから、いずれは導入したいと考えているものの、コスト面で課題があり、導入を検討している状況である。

(質問)

公共工事における働き方改革の促進に向けた取組として、週休2日の休日確保を考慮した工期設定の対象が、土木工事に加え、令和6年度からは建築設備工事にも拡大されているが、甲山浄水場更新事業における新浄水場建設工事にも週休2日制を適用する予定であるのか。

(答弁)

新浄水場建設工事は週休2日制の工事の対象外ではあるものの、同工事は業者からの提案を求めるデザインビルド方式を採用しており、週休2日制に関して業者から提案があれば工事成績評価に加点することを考えている。

(質問)

工期設定における週休2日制の導入に当たり、様々な部門との調整や許可申請の手續に日数がかかるほか、今年の夏のように猛暑日があり作業を止めざるを得ない場合などが想定されるが、適正工期の確保につ

いてどのように考えているのか。

(答弁)

天候不良などによる作業不能日として、雨天時に加え、設定したWBGT（暑さ指数）を超える猛暑日も含めて作業可能日数を計算し、工期を設定している。

(質問)

本市ではどのように週休 2 日制に対応しているのか。

(答弁)

週休 2 日制の設計で発注する場合、必要となる費用について補正を適用した単価で算出するほか、週休 2 日対応の工期設定を踏まえた上で発注するよう国から通知が出ており、本市でもそのように対応している。

上下水道局終了

12時36分

【予算決算委員会建設分科会（上下水道局）の審査】

意見取りまとめ

12時41分

(1) 付託議案審査について

・議案第 141 号、議案第 155 号、議案第 173 号及び議案第 174 号、以上 4 件については、いずれも全会一致で同意または可決すべきものと決定。

・議案第 138 号及び議案第 139 号、以上 2 件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定。

(2) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

12時45分

閉会

12時45分

【予算決算委員会建設分科会の意見取りまとめ】